

函南町脱炭素化戦略及び
地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
2024-2031



令和6年1月
函南町

目 次

第 1 章 区域施策編策定の基本的事項・背景・意義	1
1 節 区域施策編策定の背景	1
1. 地球温暖化に関する基礎情報	1
2. 気候変動の状況	2
3. 気候変動がもたらす影響	3
4. 地球温暖化対策に関する国内外の動向	6
2 節 区域の特徴	18
1. 自然特性	18
2. 自然特性における特徴とその課題	20
3. 社会特性	20
4. 社会特性における特徴とその課題	23
5. 経済特性	23
6. 経済特性における特徴とその課題	25
3 節 アンケート調査	26
1. 町民アンケート調査	26
2. 事業者アンケート調査	27
4 節 計画の趣旨	28
1. 函南町脱炭素化戦略	28
2. 函南町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	28
5 節 計画の位置付け	28
6 節 計画の期間	29
7 節 計画の推進体制	29
第 2 章 温室効果ガス排出量の推計・要因分析（区域施策編）	30
1 節 現況推計の概要	30
2 節 現況推計結果	31
3 節 エネルギー消費量の現況推計結果	32
4 節 区域の温室効果ガス排出状況（将来推計）	33
1. 将来推計の概要	33
2. BAU ケースにおける将来推計結果	34
3. 脱炭素ケースにおける将来推計結果	35
5 節 函南町の温室効果ガス排出に関する要因分析	36
第 3 章 温室効果ガスの削減目標（区域施策編）	37
1 節 温室効果ガス削減の削減目標	37
2 節 対策・施策の取組内容	38
1. 再生可能エネルギーの普及	38
2. 省エネルギーの推進	39
3. 環境教育・情報発信の推進	41
4. 循環型社会の構築	43

第4章 函南町脱炭素化戦略	44
1節 函南町の再生可能エネルギー導入ポテンシャル	44
1. 再生可能エネルギー	44
2. 再生可能エネルギー導入ポテンシャルの定義	45
3. 再生可能エネルギー導入ポテンシャル	46
4. 再生可能エネルギー導入ポテンシャルマップ	57
2節 再生可能エネルギー導入目標	60
1. 目標設定に係る配慮事項	60
2. 再生可能エネルギー導入目標	61
3節 脱炭素に向けたシナリオの設定	63
1. 脱炭素シナリオの考え方	63
2. 脱炭素シナリオ	63
3. 函南町の脱炭素化に向けた施策による温室効果ガス削減量	66
4節 函南町の脱炭素化に向けた施策の策定	68
1. 函南町の特徴・課題の整理	68
2. 脱炭素化に向けた函南町の課題	69
3. 函南町の脱炭素化に向けた施策	70
4. 函南町の脱炭素化に向けた施策の内容	71
5節 地域脱炭素促進事業に関する内容	87
1. 地域脱炭素化促進事業の目標	87
2. 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）	87
3. 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模	88
4. 地域脱炭素化促進施設の整備と一体で行う地域脱炭素化の取り組みに関する事項	88
5. 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実行すべき取り組みに関する事項	88
6節 脱炭素化に向けたロードマップ	89
第5章 計画の実施及び進捗管理	90
1節 進捗管理	90
2節 評価	90
3節 見直し	90
第6章 資料編	91
1節 用語解説	91
2節 町民・事業者向けアンケート	94
1. 町民向けアンケート結果	94
2. 事業者向けアンケート結果	107
3節 策定の経緯・経過	120
4節 環境審議会委員名簿	120
5節 諮問・答申	121

〈用語解説について〉

本文中に※（上付き※印）を付している語句は第6章 資料編に用語の解説を掲載しています。
 なお、用語解説は、英数字順、五十音順に掲載しています。

第1章 区域施策編策定の基本的事項・背景・意義

1節 区域施策編策定の背景

1. 地球温暖化に関する基礎情報

➤ 地球温暖化とは

「地球温暖化」とは、人間活動に伴い発生する二酸化炭素などの熱を吸収する性質を持つ「温室効果ガス」が増加し、大気中の温室効果ガスの濃度が高まることで、地球全体の気温が上昇することです。

地球温暖化に伴う気温の上昇により様々な気候変動が生じてきており、近年では短時間豪雨・局所的豪雨の増加によって風水害や土砂災害などが日本各地で発生するなど、私たちの日常生活や事業活動への影響が既に出始めています。

温室効果ガスの削減に向けた地球温暖化対策の推進に関する法律には、温室効果ガスの定義として、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）の7種類が定められています。

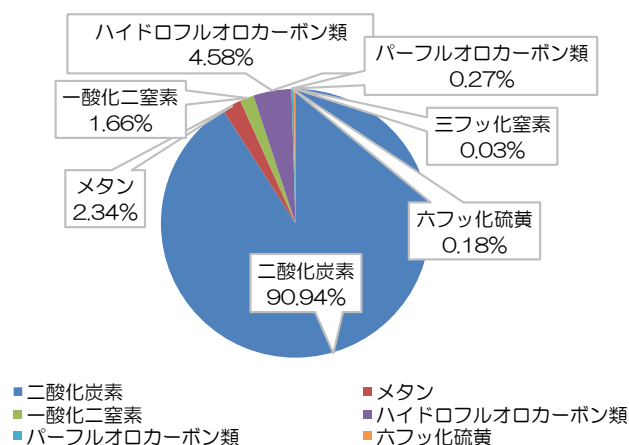


図 1-1 日本温室効果ガス種別の排出割合
出典：環境省「環境白書（令和 5 年度版）」

<地球温暖化のメカニズム>

現在、地球の平均気温は 14℃前後と言われています。

これは、二酸化炭素などの「温室効果ガス」の働きにより現在の平均気温が保たれており、仮に温室効果ガスが全く存在しなければ、地表面からの放射された熱は地球の大気をそのまま通過してしまうことで、平均気温が-19℃になると言われています。

そのため温室効果ガスは生物が生きるために不可欠なものとも言えます。

産業革命（18 世紀半ば～19 世紀）以降、人間は石油や石炭等の化石燃料を大量に燃やして使用するようになりました。化石燃料の燃焼により、大気中の温室効果ガスの濃度が急激に高まり、赤外線吸収量が増えた結果、地表付近が暖まり温度が上昇しています。これが地球温暖化のメカニズムです。

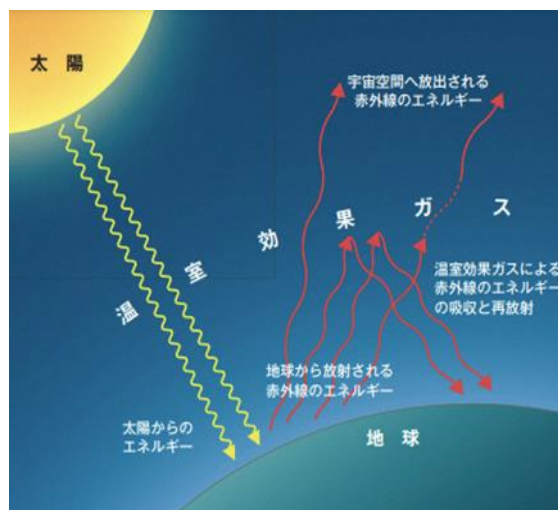


図 1-2 温暖化のメカニズム
出典：環境省「COOL CHOICE」

2. 気候変動の状況

① 地球規模での気温の長期推移

世界の年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には 100 年あたり約 0.74°C の割合で上昇しています。特に 1990 年代半ば以降、高温となる年が多くなっており、世界気象機関（WMO）によると、2011～2020（平成 23～令和 2）年の 10 年間の平均気温は 1850（嘉永 3）年からの観測開始以降で最高であったことが示されています。

また、IPCC※の予想によると、21 世紀末の地球の平均気温は 20 世紀末に比べ、温室効果ガスの大幅な削減を行った場合は約 $0.3\sim 1.7^{\circ}\text{C}$ 、非常に高い温室効果ガス排出量が続いた場合は約 $2.6\sim 4.8^{\circ}\text{C}$ 上昇し、私たちの暮らしに大きな影響を及ぼす恐れがあるとされています。

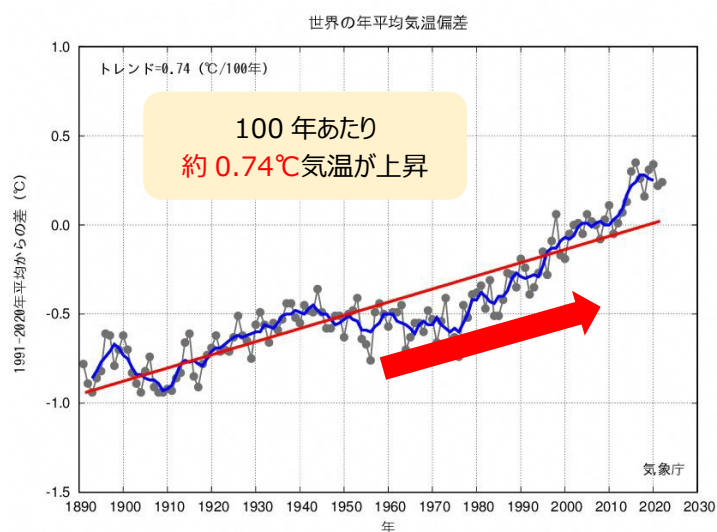


図 1-3 世界の年平均気温の推移

出典：気象庁「気温・降水量の長期変化傾向」

② 日本国内での気温の長期推移

日本の年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には 100 年あたり約 1.30°C の割合で上昇しています。特に 1990 年代以降、高温となる年が多くなっています。

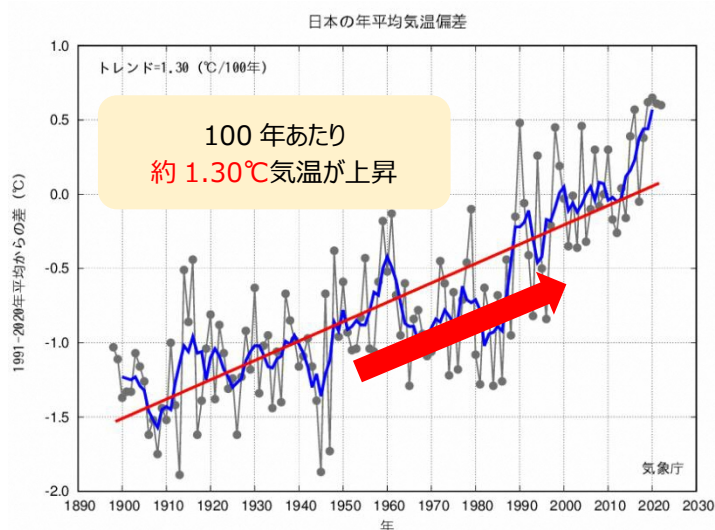


図 1-4 日本の年平均気温の推移

出典：気象庁「気温・降水量の長期変化傾向」

③ 静岡県内の気温の長期推移

静岡県の年平均気温の推移をみると、年平均気温は上昇傾向にあります。また、100 年あたりで平均気温が約 2.4℃の割合で上昇しており、日本の年平均気温が 100 年あたり 1.30℃上昇していることから、静岡県の気温は世界や日本と比較しても温暖化していることが分かります。

また、温暖化に伴い、猛暑日（最高気温が 35℃以上）、真夏日（最高気温が 30℃以上）、熱帯夜日数（最低気温が 25℃以上）の増加、冬日日数の減少などの影響が生じています。

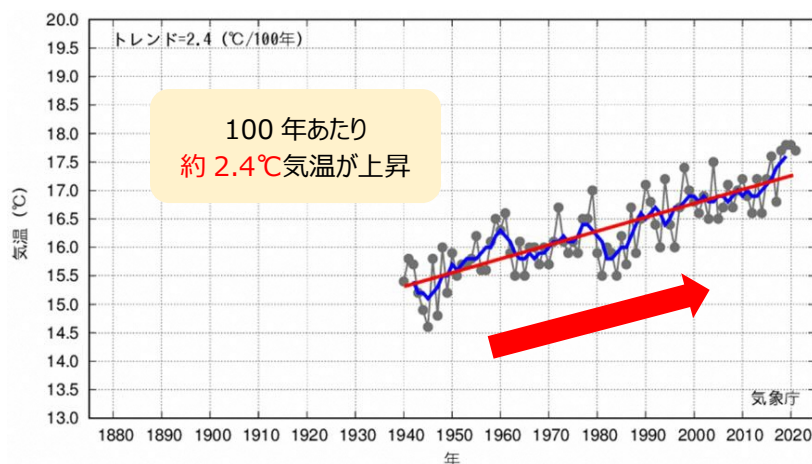


図 1-5 静岡県（静岡市）の年平均気温の推移

出典：東京管区气象台「静岡県の気候変化」

3. 気候変動がもたらす影響

① 世界における影響

世界各地における気候変動がもたらす影響として、極端な高温や乾燥による大規模火災、森林火災の増加・乾燥による干ばつで生態系や農業へ悪影響を及ぼすことが予測されています。

また、局所的豪雨の増加や山脈の氷河の気温上昇による融解の影響で河川氾濫の危険性が高まることも示唆されています。島しょ部においては、高潮を伴う激しい暴風雨の発生が増加することで、壊滅的な打撃を受けるとの指摘もあります。



図 1-6 （左側）オーストラリアの森林火災（2019（令和元）年）
（右側）バハマに上陸したハリケーン「ドリアン」による被害状況（2019（令和元）年）

出典：環境省「環境白書 令和 2 年度版」

② 国内における影響

気候変動の影響の可能性がある巨大台風による高潮災害、集中豪雨の増加による河川の洪水、土砂災害等、異常気象による災害が発生しています。

局所的な豪雨による代表的な災害事例としては、2017（平成 29）年に発生した九州北部豪雨災害が挙げられます。広範囲にわたる斜面崩壊や土石流が発生し、地域に甚大な被害をもたらしました。



図 1-7 朝倉市松末地区の被害状況
（2017 年九州北部豪雨災害）

出典：総務省消防庁「平成 29 年版 消防白書」

夏季の高温・少雨が果樹生産に及ぼす影響として、日射と高温による日焼けの発生、高温が続くことによる着色不良等が知られています。ぶどう、りんご、かき、温州みかんでこのような影響が報告されており、気候変動の影響による作物の品質の低下、栽培適地の変化等が懸念されています。



図 1-8 りんごやぶどうの着色不良

出典：農林水産省「気候変動適応計画」

熱中症は暑熱による直接的な影響の 1 つであり、気候変動との相関が強いと考えられています。熱中症による死亡者数は、増加傾向にあり、RCP8.5※を用いた予測によると、21 世紀半ばの 2031～2050（令和 13～令和 32）年の熱中症搬送者は全国的に増加することが予測されています。

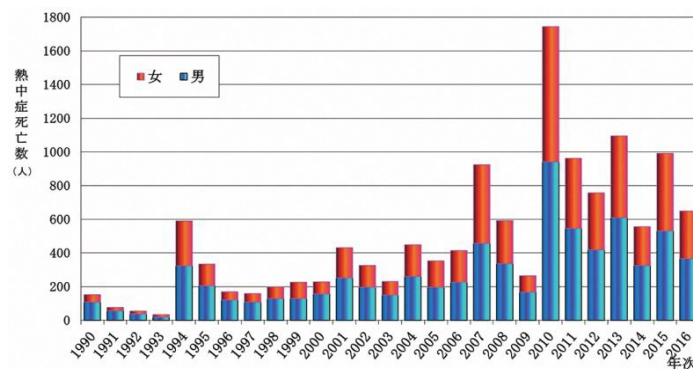


図 1-9 男女別熱中症死亡者数の推移

出典：環境省「気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート 2018」

③ 静岡県における気候変動の影響

静岡県においては、令和 4 年台風第 15 号及び台風周辺の発達した雨雲の影響により、線状降水帯が発生し、静岡県内 5 地点の観測所において観測史上最大の短時間降水量を記録しました。豪雨の影響により、天竜川や富士川下流域の浜松市や静岡市をはじめとした広範囲に河川氾濫の被害が及びました。



図 1-10 令和 4 年台風第 15 号による被害状況

出典：国土交通省「令和 4 年台風第 15 号による被害の概況」

④ 函南町における気候変動の影響

函南町においても、気候変動の影響の可能性がある台風や集中豪雨などに起因する災害発生のリスクが高まっています。2019（令和元）年 10 月 12 日に伊豆半島に上陸した令和元年東日本台風（台風第 19 号）は、狩野川中流域での浸水害など、記録的な大雨により各地に甚大な被害をもたらしました。昭和 33 年の狩野川台風時に匹敵する記録的な大雨となり、床上浸水、床下浸水の被害が発生するとともに、土砂崩壊による家屋全壊、半壊の被害が発生し、激甚災害法による激甚災害に指定されました。

他にも伊豆半島の自然環境を活かした町の農産物がありますが、温暖化の影響による集中豪雨の発生回数増加により、生産量の減少のみならず産業そのものの存立に影響を与えました。

また、学校教育では、気温上昇により今後運動場や水泳指導などの屋外活動や体育館での競技活動などができなくなる可能性が高くなっています。

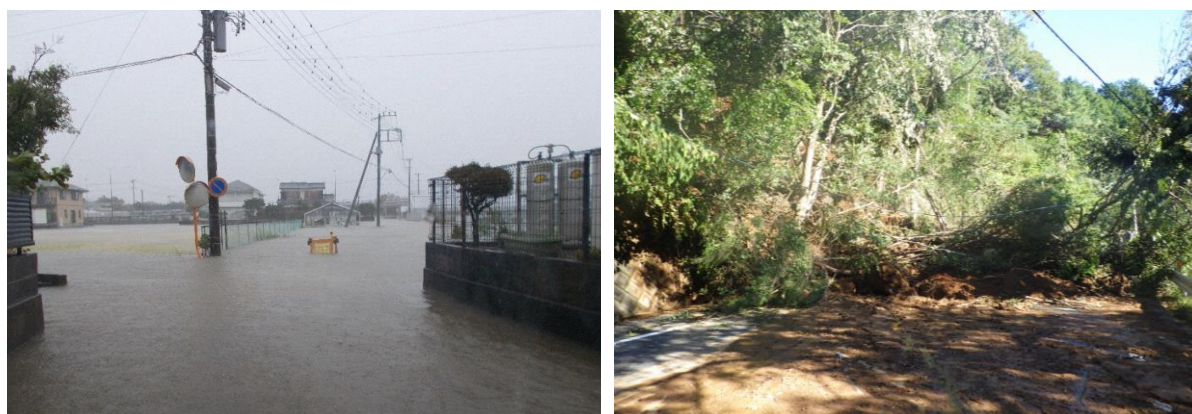


図 1-11 令和元年東日本台風（台風第 19 号）による被害状況

提供：函南町

4. 地球温暖化対策に関する国内外の動向

① 国際的な動向

【SDGs（持続可能な開発目標）】

2015（平成 27）年 9 月の国連サミットにおいて、貧困や人種差別、環境破壊など、地球規模の様々な問題を解消するために採択された 2030（令和 12）年までの国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットから構成されており、国際連合に加盟する 193 カ国が地球上の「誰一人として取り残さない」ことを共通理念として取り組んでいます。



図 1-12 SDGs（持続可能な開発目標）17 のゴール
出典：国際連合広報センター「SDGs のポスター・ロゴ・アイコンおよびガイドライン」

【パリ協定】

2015（平成 27）年 12 月に開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP※21）で、途上国を含む全ての締約国が各自の削減目標の達成に向けて取り組むこと、長期的には産業革命前からの気温上昇を「1.5℃」に抑える努力を継続することを記した「パリ協定」が採択され、2020（令和 2）年から本格的な運用が始まりました。

【IPCC 1.5℃ 特別報告書】

2018（平成 30）年、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）で、世界の平均気温が産業革命前より人間活動によって 2030（令和 12）年から 2052（令和 34）年の間に 1.5℃上昇する可能性が高いことが示されています。報告書では、現在の「1℃上昇した場合」と「1.5℃上昇」、そして「2℃上昇」の場合では、生活や生態系などへの影響に大きな違いがあることが示されました。

② 国内の動向

【2050年カーボンニュートラル*宣言】

2020（令和2）年10月26日、当時の菅内閣総理大臣は所信表明演説において、成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げ、グリーン社会の実現に最大限注力していくことを訴えました。この中で、2050（令和32）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることに挑戦し、脱炭素社会の実現を目指すと宣言しました。

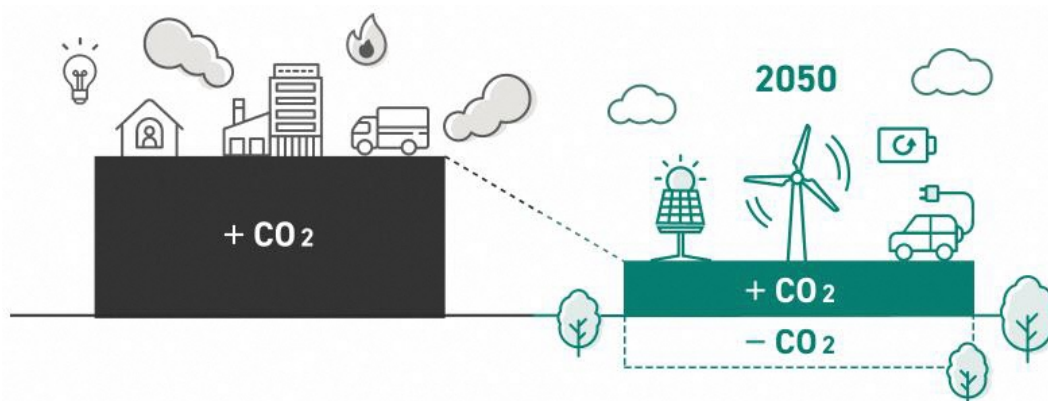


図 1-13 カーボンニュートラルの概念図

出典：環境省「脱炭素ポータル」

【地域脱炭素ロードマップ】

2021（令和3）年6月に、国・地方脱炭素実現会議にて決定した、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する脱炭素に国全体で取り組み、さらに世界へと広げるために、特に2030（令和12）年までに集中して行う取り組み・施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策を示しています。2030（令和12）年度目標及び2050（令和32）年カーボンニュートラルという野心的な目標に向けて、2025（令和7）年度まで政策を総動員し、国も人材・情報・資金の面から、積極的に支援し、「2030（令和12）年度までに少なくとも脱炭素先行地域を100か所以上創出」、「脱炭素の基盤となる重点対策として、自家消費型太陽光や省エネルギー住宅などを全国で実行」により地域の脱炭素モデルを全国に伝播し、2050（令和32）年を待たずに脱炭素達成を目指します。

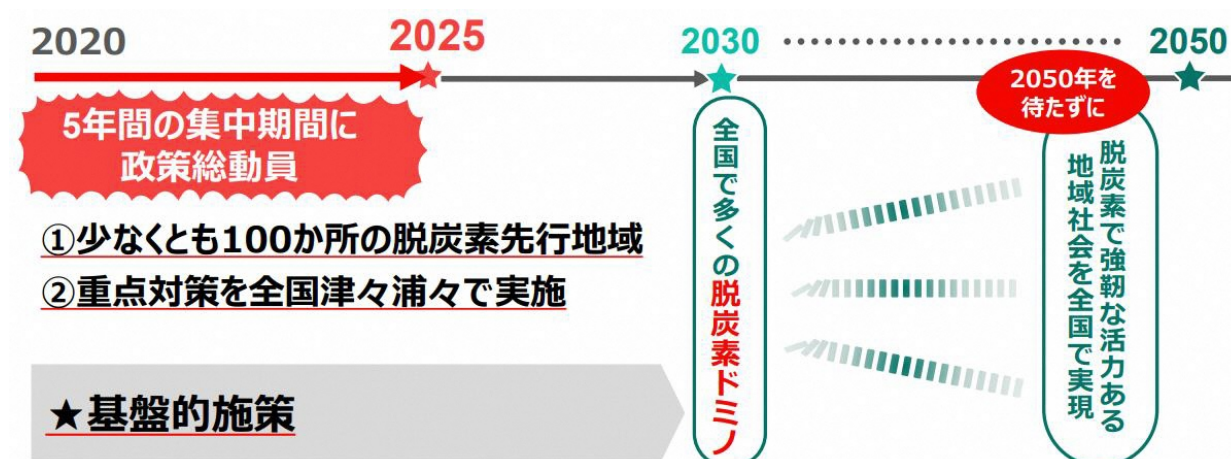


図 1-14 地域脱炭素ロードマップの全体像

出典：環境省「地域脱炭素ロードマップ（概要）」

【地球温暖化対策の推進に関する法律の改正】

2021（令和3）年6月に地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）の一部を改正する法律が公布され、2022（令和4）年4月に施行されました。

この改正により、地球温暖化対策に関する政策の方向性が、法律上に明記されることで、国の政策の継続性・予見可能性が高まるとともに、国民、地方公共団体、事業者などは、より確信を持って、地球温暖化対策の取り組みやイノベーション※を加速できるようになりました。

また、市町村から、実行計画（温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画）に適合していること等の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に記載された事業については、関係法令の手続ワンストップ化等の特例により、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取り組みを推進し、計画立案だけでなく目標や具体策まで作ることが求められています。

さらに、企業の排出量に係る算定報告公表制度について、電子システムによる報告を原則化するとともに、開示請求の手続きなしで公表される仕組みとすることで企業の排出量等情報のより迅速かつ透明性の高い形での見える化を実現するとともに、地域企業を支援し、我が国企業の一層の取り組みを促進するものとなりました。（図中「エネ起CO₂」とは、エネルギー起源CO₂の略であり、エネルギー消費を起源として発生する二酸化炭素を意味します。）

令和3年度の改正の位置付け

※今回の改正の主な内容を赤字で記載

1. 法目的・基本理念

気候系に対し危険な人為的干渉を及ぼさない水準に大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することが人類共通の課題。社会経済活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進する措置等により地球温暖化対策の推進を図る。

→法目的に加え、新たに2050年カーボンニュートラルを含む地球温暖化対策の「基本理念」規定を追加。

2. 地球温暖化対策の総合的・計画的な推進の基盤の整備

- 地球温暖化対策計画の策定（温対本部を経て閣議決定）※毎年度進捗点検。3年に1回見直し。
- 地球温暖化対策推進本部の設置（本部長：内閣総理大臣、副本部長：官房長官・環境大臣・経産大臣）

3. 温室効果ガスの排出の抑制等のための個別施策

政府・地方公共団体実行計画

- 事務事業編
国・自治体自らの事務・事業の排出量の削減計画
 - 区域施策編
都道府県・中核市等以上の市も、自然的社会的条件に応じた区域内の排出抑制等の施策の計画策定義務
- 区域施策編に、施策目標を追加。また、地域脱炭素化促進事業に関する方針も追加し、これに適合する事業の認定制度を新設。

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度

- 温室効果ガスを3,000t/年以上排出する事業者（エネ起CO₂はエネルギー使用量が1,500kl/年以上の事業者）に、排出量を自ら算定し国に報告することを義務付け、国が集計・公表
 - 事業者単位での報告
- 電子システムでの報告の原則化・事業所等の情報についても開示請求の手続きなく公表。

地球温暖化防止活動推進センター等

- 全国地球温暖化防止活動推進センター（環境大臣指定）
一般社団法人地球温暖化防止全国ネットを指定
- 地域地球温暖化防止活動推進センター（県知事等指定）
- 地球温暖化防止活動推進員を県知事等が委嘱

→地域地球温暖化防止活動推進センターの事務に、事業者向け啓発・広報活動を明記。

排出抑制等指針等

- 事業活動に伴う排出抑制（高効率設備の導入、冷暖房抑制、オフィス機器の使用合理化等）
- 日常生活における排出抑制（製品等に関するCO₂見える化推進、3Rの促進等）

これら排出抑制の有効な実施の指針を国が公表
（産業・業務・廃棄物・日常生活部門を策定済み）

森林等による吸収作用の保全等

図 1-15 地球温暖化対策推進法改正の概要

出典：環境省「脱炭素ポータル」

【国の地球温暖化対策計画】

地球温暖化対策計画とは、地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画で、2016(平成28)年5月13日に閣議決定された同計画を2021(令和3)年に5年ぶりに改定したものです。日本は、2021(令和3)年4月に新たな削減目標として、2030(令和12)年度において、温室効果ガスを2013(平成25)年度比で46%削減することを目指し50%の高みに向け、挑戦を続けることを表明しました。

表 1-1 地球温暖化対策計画における目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位: 億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂	部門別	12.35	6.77	▲45%	▲25%
	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス(フロン類)		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度(JCM)		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：首相官邸「地球温暖化対策計画(概要)」

【政府実行計画の改定】

2021(令和3)年10月、政府は地球温暖化対策計画に即して、その事務及び事業に関する計画である「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」を改定し、2022(令和4)年5月には、この改定計画に基づき、各府省庁が行う具体的な措置として以下のとおり実施計画を定めました。

- 政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画(温対法第20条)
- 今回、目標を、2030年度までに**50%削減**(2013年度比)に見直し。その目標達成に向け、**太陽光発電**の最大限導入、新築建築物の**ZEB化**、**電動車・LED照明**の導入徹底、積極的な**再エネ電力調達**等について率先実行。
※毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつ、フォローアップを行い、着実なPDCAを実施。

新計画に盛り込まれた主な取組内容

太陽光発電

設置可能な政府保有の建築物(敷地含む)の**約50%以上に太陽光発電設備を設置**することを目指す。



新築建築物

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready相当**となることを目指す。

※ ZEB Oriented: 30~40%以上の省エネを図った建築物、ZEB Ready: 50%以上の省エネを図った建築物

公用車

代替可能な電動車がない場合を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック(使用する公用車全体)でも2030年度までに**全て電動車**とする。



※電動車: 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

LED照明

既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに**100%**とする。

再エネ電力調達

2030年までに各府省庁で調達する電力の**60%以上を再生可能エネルギー電力**とする。

廃棄物の3R+Renewable

プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の**3R+Renewable**を徹底し、**サーキュラーエコノミーへの移行**を総合的に推進する。



合同庁舎5号館内のPETボトル回収機

図 1-16 政府実行計画における目標と主な取組内容

出典：首相官邸「政府実行計画(概要)」

【第6次エネルギー基本計画】

2050（令和32）年カーボンニュートラルや2021（令和3）年4月に表明された地球温暖化対策計画といった野心的な削減目標の実現に向けたエネルギー政策の道筋を示すものとして、2021（令和3）年10月に第6次エネルギー基本計画が閣議決定されました。

第6次エネルギー基本計画では、安全性を前提とした上で、我が国の重要な課題であるエネルギーの安定供給を第一とし、低コストでのエネルギー供給の実現と同時に環境への適合を図るものとして、中長期的なエネルギー需給に係る目標を定めています。

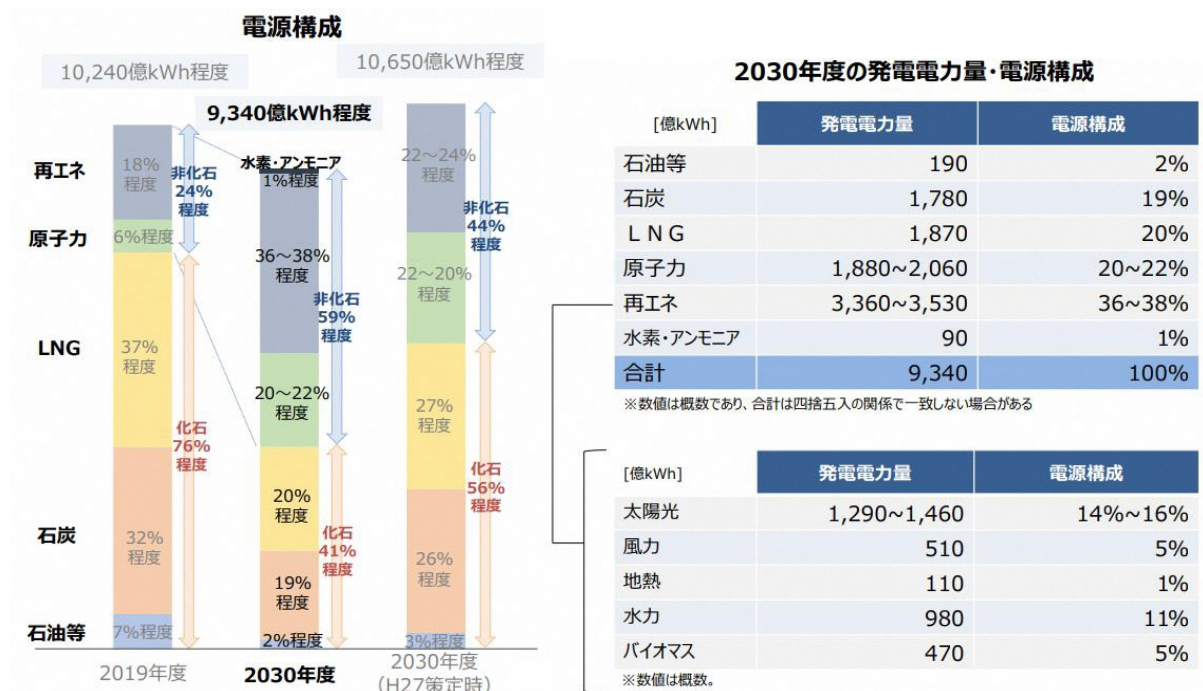


図 1-17 第6次エネルギー基本計画における2030（令和12）年度の電源構成

出典：経済産業省「2030年度におけるエネルギー需給の見通し（関連資料）」

③ 静岡県の動向

【2050 年温室効果ガス排出量実質ゼロ表明】

静岡県では、県内全域での脱炭素社会の実現を目指すため、2021（令和 3）年 2 月 25 日に行われた県議会 2 月定例会において川勝知事が「2050 年温室効果ガス排出量実質ゼロ」を表明しました。以降、脱炭素社会の実現に向けた新たな取り組み等について検討し、県民や事業者、市町と協力して推進しています。

【第 4 次静岡県環境基本計画】

改定版第 3 次静岡県環境基本計画は、東日本大震災を契機としたエネルギー供給の課題、大規模開発や PM2.5 等の新たな大気汚染の顕在化などの社会情勢を踏まえ、静岡県の目指す環境及び社会の将来像を明らかにし、各種施策を計画的に推進しています。

しかし、改定版第 3 次静岡県環境基本計画の策定以降、静岡県の実環境施策を取り巻く状況は大きく変化しています。国際社会では、「持続可能な開発目標」（SDGs）の達成に向けた取り組みの本格化や ESG^{*}市場の拡大など、持続可能性の追求に向けた流れが加速しています。国内では、当時の菅内閣総理大臣により「2050 年カーボンニュートラル宣言」がなされるなど、脱炭素社会の実現に向けて大きく舵が切られています。さらに、今般の新型コロナウイルス感染症により、私たちの暮らしに大きな影響が生じています。また、県内では、大規模開発と地域の自然環境や生活環境との調和などの生活環境を取り巻く諸課題が顕在化しました。

こうした社会情勢や環境課題の変化に適切に対応していくため 2022（令和 4）年 3 月に「第 4 次静岡県環境基本計画」を策定しました。

【ふじのくにエネルギー総合戦略】

静岡県は、2020（令和 2）年度から 2021（令和 3）年度にかけて、2050（令和 32）年のカーボンニュートラルの実現を目指す「2050 年温室効果ガス排出量実質ゼロ」の表明や、それと整合的で野心的な目標として、2030（令和 12）年度の温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度比で 46.6%以上削減することを目指す方針を示しました。それと呼応し、太陽光、風力といった再生可能エネルギーの最大限の導入拡大を目指すとともに、県内の電力の最終エネルギー消費量に対する比率を 3 割程度まで向上させることを目指す「ふじのくにエネルギー総合戦略」を 2022（令和 4）年 3 月に策定しました。

表 1-2 ふじのくにエネルギー総合戦略における目標

	現状値	目標
県内の温室効果ガス排出量削減率(2013年度比)	13%(2018年度)	46.6%(2030年度)
エネルギー消費量削減率(2013年度比) (産業+運輸+家庭+業務部門)	6.5%(2018年度)	28.6%(2030年度)
再生可能エネルギー導入量	49.7万kl(2019年度)	84.7万kl(2030年度)
県内の電力消費量に対する再生可能エネルギー等の導入率	17.2%(2019年度)	30.6%(2030年度)
森林の多面的機能を持続的に発揮させる森林整備面積	10,314ha(2020年度)	毎年度11,490ha

出典：静岡県「ふじのくにエネルギー総合戦略」

【第4次静岡県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量の増加が起因とされている気候変動は、地球規模での異常気候や激甚災害を引き起こすなど、大きなリスクとなっています。

地球の気温上昇を産業革命以前に比べ1.5℃に抑えるためには、2050（令和32）年前後に二酸化炭素排出量を正味ゼロにする必要があるとされており、我が国では、2050（令和32）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする目標を掲げました。

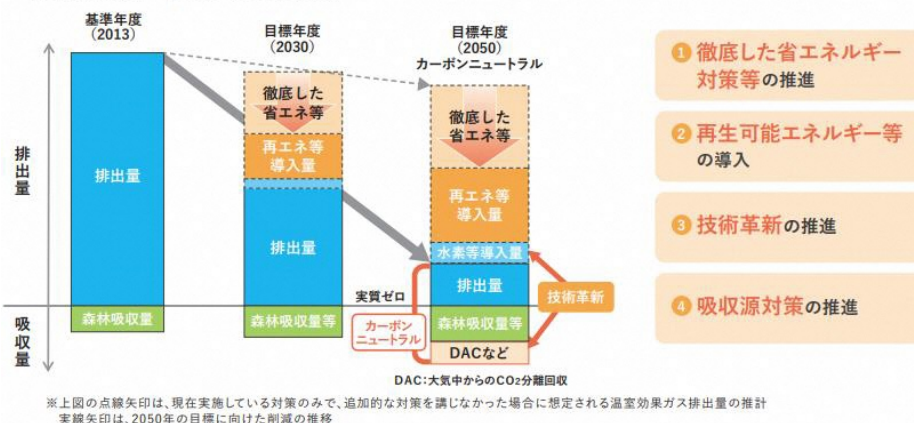
静岡県では、こうした動向を踏まえ、2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で46.6%削減することとし、2050（令和32）年までに温室効果ガスの排出量を吸収量と均衡させて実質ゼロとする目標を設定し、県民、企業、行政など社会全体が連携して脱炭素社会の実現に向けた取り組みを行うための計画を2022（令和4）年3月に策定しました。

長期目標：2050年脱炭素社会の実現

本県は、2050年までに温室効果ガスの排出量を吸収量と均衡させて実質ゼロとする脱炭素社会の実現を目指します。

社会全体を脱炭素社会にシフトチェンジしていくことで、将来の世代に安心して暮らせるための社会・自然環境を継承します。

■ 脱炭素社会の実現に向けた道筋



温室効果ガスの削減目標（2030年度）

2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で**46.6%削減**することとし、更なる高みを目指します。

2030年度までに再生可能エネルギーの導入量を84.7万klにします。

2019年度：49.7万kl→2030年度：84.7万kl（1.7倍）

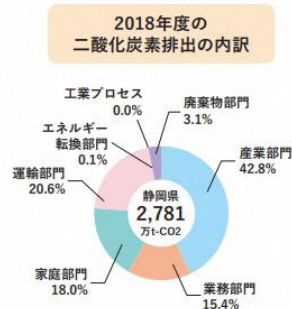


図 1-18 第4次静岡県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）における目標

出典：静岡県「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）概要版」

④ 町の動向

【第六次函南町総合計画-後期基本計画-】

町の総合的な取り組みを示す計画として、「函南町総合計画」を策定し、これに基づき各種施策を進めてきました。2022（令和4）年には「第六次函南町総合計画-後期基本計画-」を策定し、基本理念を「環境・健康・交流都市 函南（住んでよし 訪れてよし 函南町）」と掲げています。

基本理念を踏まえ、「環境」「健康」「交流」の3つの政策分野を設定し、各分野の施策の柱として「環境・防災」「社会基盤」「健康・福祉」「教育」「産業」「交流・にぎわい」と定めています。

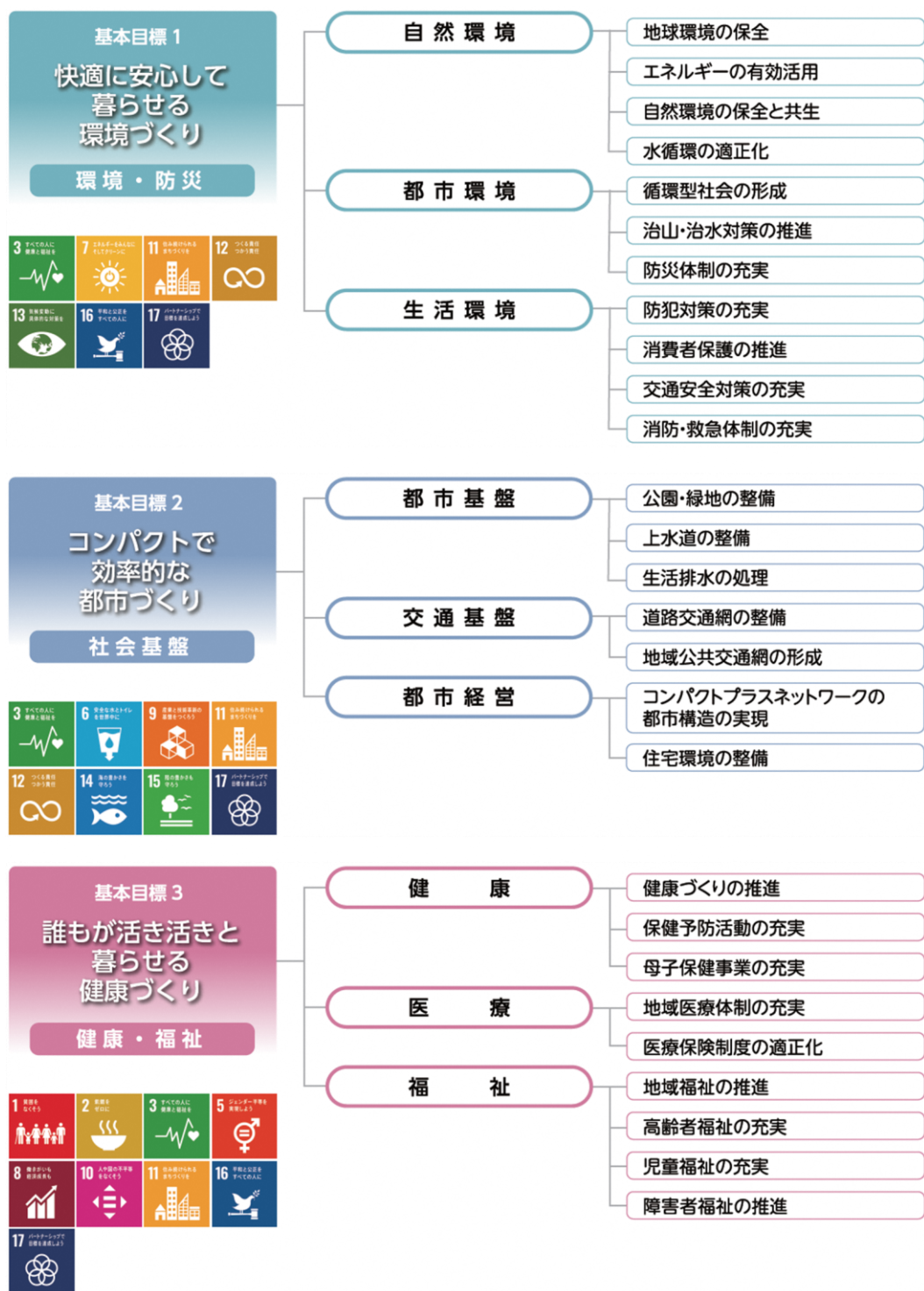


図 1-19 第六次函南町総合計画における施策体系①

出典：函南町「第六次函南町総合計画-後期基本計画-」

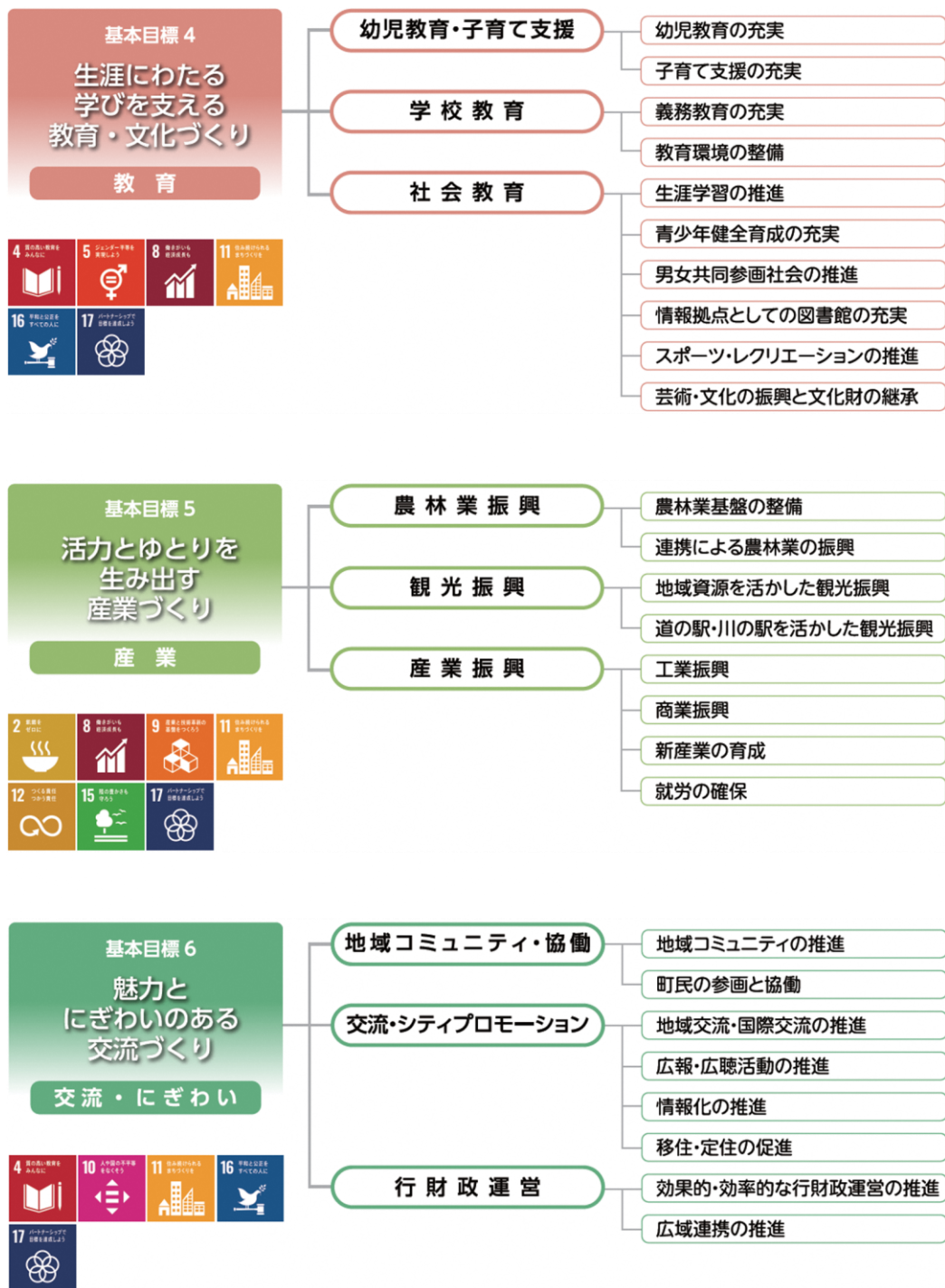


図 1-20 第六次函南町総合計画における施策体系②

出典：函南町「第六次函南町総合計画-後期基本計画-」

【函南町環境基本条例】

2022（令和 4）年 10 月に現在の環境を守るため、また、良好な環境を創り出していくために、町、町民及び事業者の役割を明らかにするとともに現在及び将来にわたる町民の健康で文化的な生活を確保することを目的とした「函南町環境基本条例」を制定しました。

函南町環境基本条例基本理念

環境の保全及び創造は、町民が健康で恵み豊かな環境の恩恵を享受するとともに、良好で快適な環境が将来にわたって継承されるよう適切に行われなければならない。

環境の保全及び創造は、町、町民及び事業者が環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築することの重要性と責務を認識し、それぞれの責務に応じた公平な役割分担の下に、互いに協働し、自主的かつ積極的に行わなければならない。

環境の保全及び創造は、自然環境に恵まれた町の特性を踏まえつつ、環境への負荷を可能な限り減らすことにより、人と自然とが共生できる循環型社会が構築されるよう行わなければならない。

地球環境の保全は、町民が健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であり、地域の環境が地球環境と深く関わっているとの認識の下、全ての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

図 1-21 函南町環境基本条例基本理念

出典：函南町「環境基本条例」

【函南町環境基本計画】

「函南町環境基本条例」に基づいて策定し、町の環境分野全般について長期的な視点から考え、将来的に町が目指す「望ましい環境像」、町、町民及び事業者それぞれの役割や実践すべき行動の指針を示しています。基本方針に沿った具体的な施策について、総合的・計画的に推進するために必要な事項として、実施主体や、実施時期、目標を整理しています。

2023（令和 5）年度を始期とする本計画では、環境像「人と自然が共生し、豊かな資源を生かした環境で暮らせるまち かなみ」の実現を踏まえ以下の5つの目標と10の施策を設定し、2023～2031（令和 5～令和 13）年度に計画期間を定め、計画を進めています。



図 1-22 函南町環境基本計画の概要

出典：函南町「函南町環境基本計画 概要版」

【第四次函南町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）】

町では、地球温暖化対策推進法に基づき、2001（平成 13）年度に第一次実行計画を策定し、温暖化対策を展開しました。

当計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条に基づく温室効果ガスの排出抑制のための実行計画として町に係る全ての事務・事業を対象とした計画であり、2018～2030（平成 30～令和 12）年度を対象期間とした第四次実行計画を策定しています。

当計画では、2021（令和 3）年度までの目標達成状況を踏まえ、町の温室効果ガス排出量を、2013（平成 25）年度を基準年度として 2026（令和 8）年度までに 31.4%、2030（令和 12）年度までに 50%削減することを目標としました。

表 1-3 第四次実行計画における目標値

項目			温室効果ガス排出量（t-CO ₂ ）					
			基準年度	直近年度	中期目標	長期目標		国の目標
			(2013年度)	(2021年度)	(2026年度)	(2030年度)	基準年度からの削減率	
ガス別	二酸化炭素	公共施設等	5,139.9	5,019.1	3,565.2	2,639.4	-48.6%	-51%
		公用車	86.9	92.2	78.5	67.5	-22.3%	-35%
		一般廃棄物	4,419.1	4,028.1	2,916.5	2,027.1	-54.1%	-15%
		小計	9,645.9	9,139.4	6,560.2	4,734.0	—	—
	メタン	38.9	38.4	35.1	32.5	—	-11%	
	一酸化二窒素	251.9	249.1	222.6	201.4	-20.0%	-17%	
	ハイドロフルオロカーボン	0.9	0.9	0.9	0.9	—	—	
部門別	燃料使用量 （公共施設等）	灯油	154.7	372.8	372.8	372.8	—	—
		A重油	4.6	5.7	5.7	5.7	—	—
		LPG	243.7	227.6	227.6	227.6	—	—
		都市ガス	5.3	93.1	93.1	93.1	—	—
	燃料使用量 （公用車）	ガソリン	50.0	53.8	40.1	29.2	—	—
		軽油	37.0	38.4	38.4	38.4	—	—
	電気使用量	4,731.6	4,319.8	2,865.9	1,940.1	—	—	
	一般廃棄物の焼却	廃プラスチック類	4,419.1	4,028.1	2,916.5	2,027.1	—	—
		一般廃棄物焼却量	275.3	272.8	243.1	219.4	—	—
	自動車走行距離	2.4	2.0	2.0	2.0	—	—	
	し尿・雑排水の処理	し尿処理量	3.9	4.5	4.4	4.3	—	—
		浄化槽入槽	9.2	8.3	8.3	8.3	—	—
	自動車用エアコンの使用	0.9	0.9	0.9	0.9	—	—	
合計			9,937.6	9,427.8	6,818.8	4,968.8	—	—

出典：函南町「第四次函南町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）【中間見直し】」

【函南町住宅用太陽光発電システム等設置事業費補助金】

2013（平成 25）年度より、町内に居住する個人を対象とした住宅への太陽光発電システム等を設置する方に対し、補助金を交付しています。また、2022（令和 4）年度からは、住宅用太陽光発電システムと家庭用蓄電池システムを対象とした設備の導入に対して、最大でそれぞれ 5 万円の補助金を交付しています。

【函南町生ごみ処理機設置費補助金】

生ごみの減量化と資源化を推進するため、生ごみ処理機、コンポスト容器、ボカシ容器を対象とした機器の購入に対して、1 台あたり最大 3 万円の補助金を交付しています。

2節 区域の特徴

1. 自然特性

① 町の位置・地勢

町は、県の東部、伊豆半島の玄関口に位置し、箱根連山の分水嶺を境として東は熱海市、北東は神奈川県湯河原町及び箱根町に接し、北西は三島市、南は伊豆の国市、南西は沼津市に接しています。

地域構成は、箱根山頂から西に向かって山間地、丘陵地、平坦地に大分され、山間地は土質が第3紀層の火山灰で標高 1,004 メートルの鞍掛山、799 メートルの玄岳に囲まれる豊かな自然景観を有しています。丘陵地は、なだらかな大地が続き畑作地帯です。平坦地は、第4紀層の沖積土で田方平野の一角を占め水田地帯です。また、町内人口の約 60%が集中した市街地が形成されています。

また、町の位置する伊豆半島は本州で唯一フィリピン海プレート上にある半島でもあり、南海トラフ・相模トラフに沿う地域では東海、東南海、南海の広範囲内で M8.0～8.7 程度の地震が発生する可能性が高いと予測されています。

地理的な特徴として、東京から 100km 圏内に位置しており、東京・神奈川・静岡方面への通勤及び通学者が多くなっています。



図 1-23 函南町の位置
出典：国土地理院「地理院地図」より作成

② 自然環境

町は、風光明媚、気候温暖で、豊かな自然環境に恵まれた町です。日中と夜間の気温差が大きく盆地型の内陸性気候の傾向があります。県内の他の地域と比べると冬季の平均気温はやや低い傾向です。また、関東南部から富士山南麓と箱根山系から吹き込む寒冷湿潤な風が天候を悪化させ、冬季に山間部では降雪も見られることがあります。

③ 気温・降水量

函南町（三島観測所）の降水量と日平均気温の推移（1991～2020（平成3～令和2）年）を示します。いずれも近似的に見ると地球温暖化の影響により、気温・降水量ともに増加傾向にあることがわかります。

※町内に観測所がないため、最寄りの三島観測所のデータを使用しています。

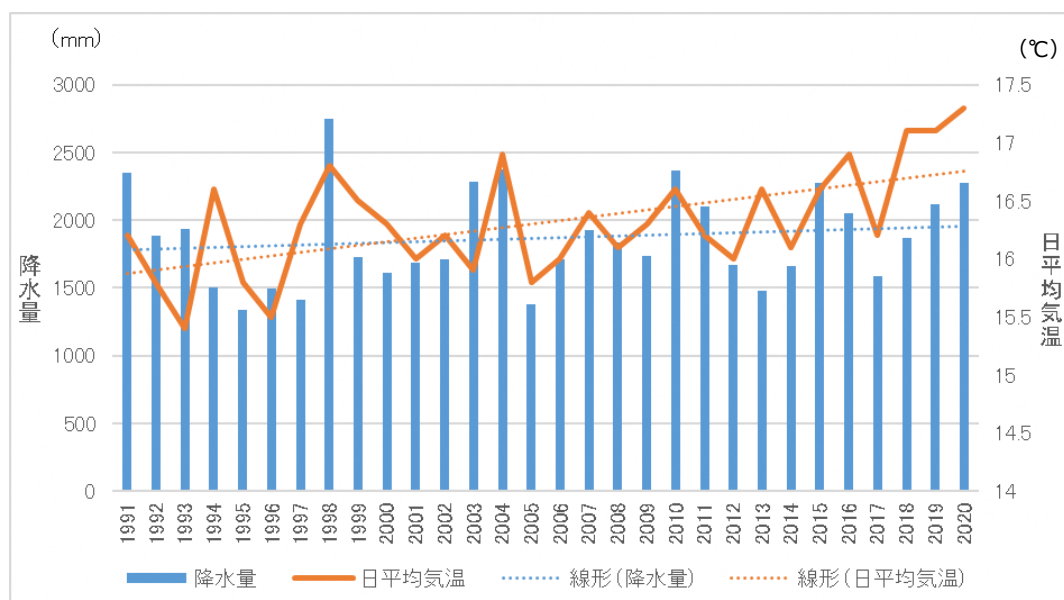


図 1-24 函南町（三島観測所）の年間日平均気温と降水量の年別平均値（1991～2020（平成3～令和2）年）
出典：気象庁「過去の気象データ」

④ 日照時間

函南町（三島観測所）の年間日照時間の推移（1991～2020（平成3～令和2）年）を示します。毎年多少の変動があるものの、全国平均の日照時間（1,800 時間台）と比較すると日照時間が長いことがわかります。

※町内に観測所がないため、最寄りの三島観測所のデータを使用しています。

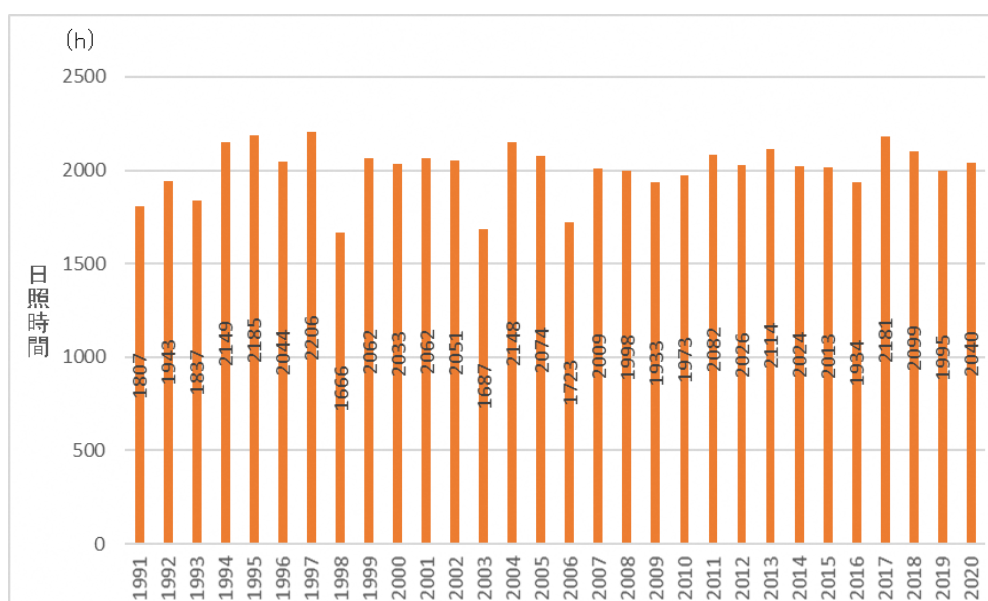


図 1-25 函南町（三島観測所）の年間日照時間の推移（1991～2020（平成3～令和2）年）
出典：気象庁「過去の気象データ」

2. 自然特性における特徴とその課題

【特徴】

- ・近年、局地的な大雨による土砂災害や浸水などの大きな災害が増加しています。
- ・町の平均日照時間は 2,003 時間/年であり、全国平均より高い数値となっています。
- ・昼夜間の気温差が大きいです。
- ・30 年間（1991～2020（平成 3～令和 2）年）で気温、降水量はともに増加傾向にあります。
- ・町西側の平野は平坦な水田地帯、東側の丘陵地はなだらかな畑作地帯となっています。
- ・東京の 100km 圏内に位置しており、東京・神奈川・静岡方面への通勤及び通学者が多いといった特徴があります。

【課題】

- ・町においても気温、降水量ともに増加傾向にあります。
- ・令和元年東日本台風（台風第 19 号）による豪雨災害などに代表されるように、気候変動の影響と考えられる自然災害が激甚化していることから、地域の防災機能の強化など災害に対する備えが必要となっています。

3. 社会特性

① 人口等

町の人口、世帯数、一世帯当たりの人員と、年齢 3 区分別人口及び人口割合の図を示します。町の人口は 2005（平成 17）年をピークに減少に転じています。一世帯当たりの人員も減少傾向にあることから、核家族化や単身世帯の増加が進んでいることがうかがえます。また、0～14 歳の年少人口と 15～64 歳の生産年齢人口はともに減少していますが、65 歳以上の老年人口は増加しています。

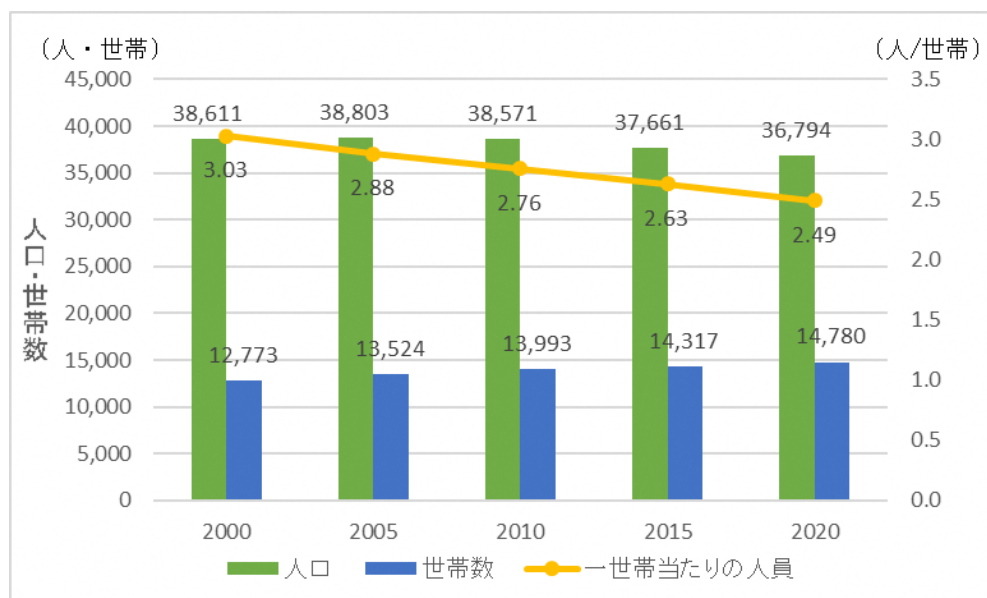


図 1-26 町の人口と世帯数と一世帯当たりの人員（2000～2020（平成 12～令和 2）年）

出典：総務省「国勢調査」

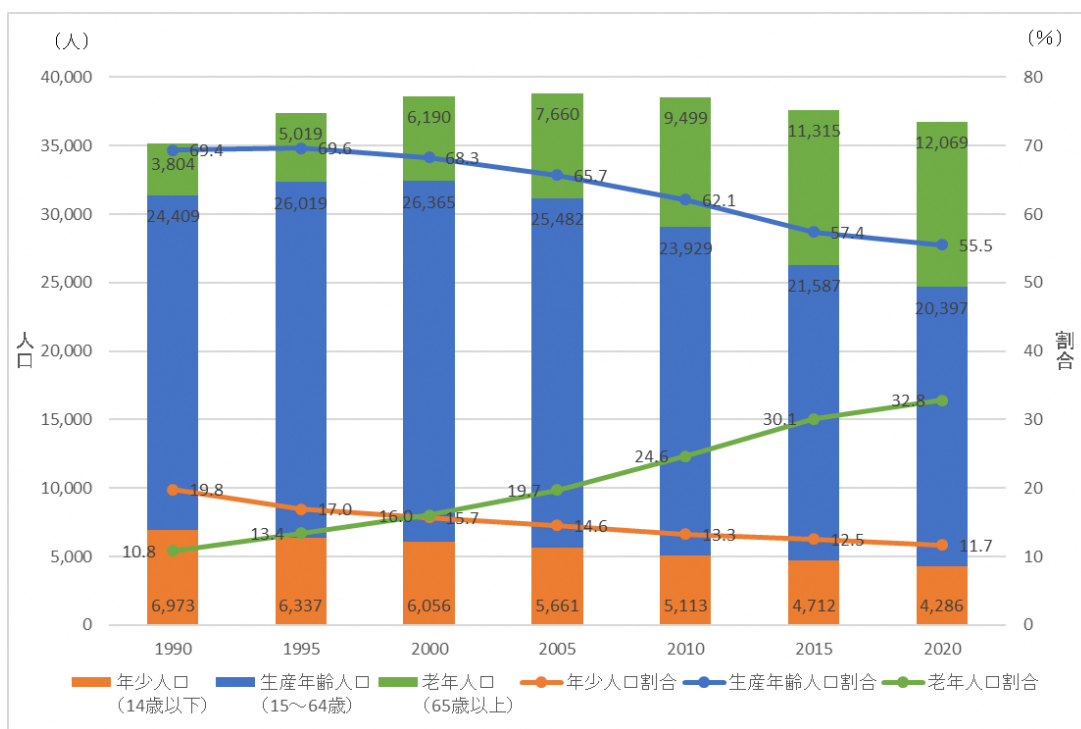


図 1-27 年齢3区分別人口及び人口割合（1990～2020（平成2～令和2）年）

出典：総務省「国勢調査」

② 自動車保有台数

町の旅客・貨物自動車の保有台数の推移（2007～2020（平成19～令和2）年）を示します。旅客自動車が微増傾向、貨物自動車が微減傾向にあります。全体としては微増傾向にあります。

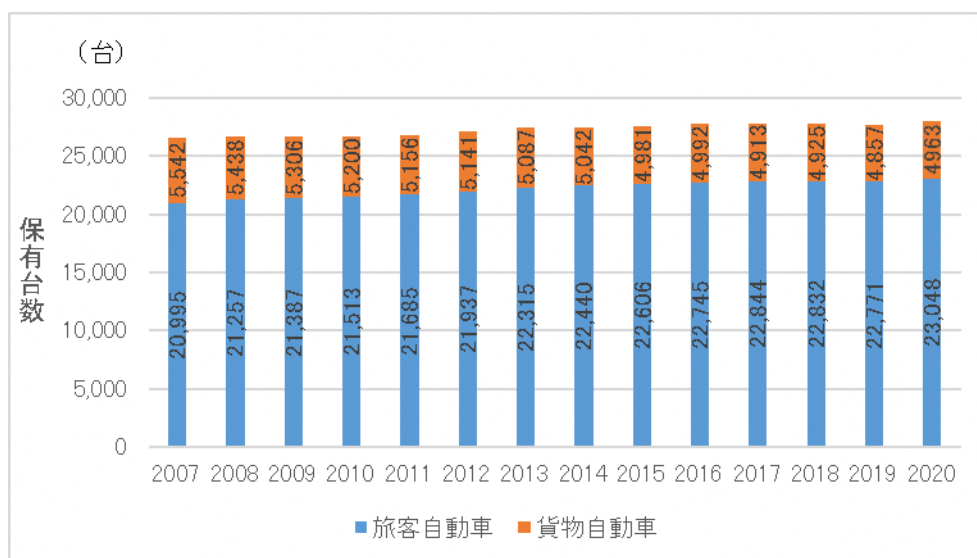


図 1-28 旅客・貨物自動車保有台数の推移（各年度3月末時点）

出典：自動車検査登録情報協会「市区町村別自動車保有車両数」、
全国軽自動車協会連合会「市区町村別軽自動車車両数」

③ 鉄道の利用状況

町に立地あるいは隣接する伊豆箱根鉄道駿豆線 2 駅（伊豆仁田駅、大場駅）、JR 東海道本線函南駅の日平均乗車人員（2005～2021（平成 17～令和 3）年）を示します。2005（平成 17）年以降より微減傾向が続いており、新型コロナウイルス感染症の影響もあり 2021（令和 3）年には 3 駅合計で 4,615 人/日となっています。

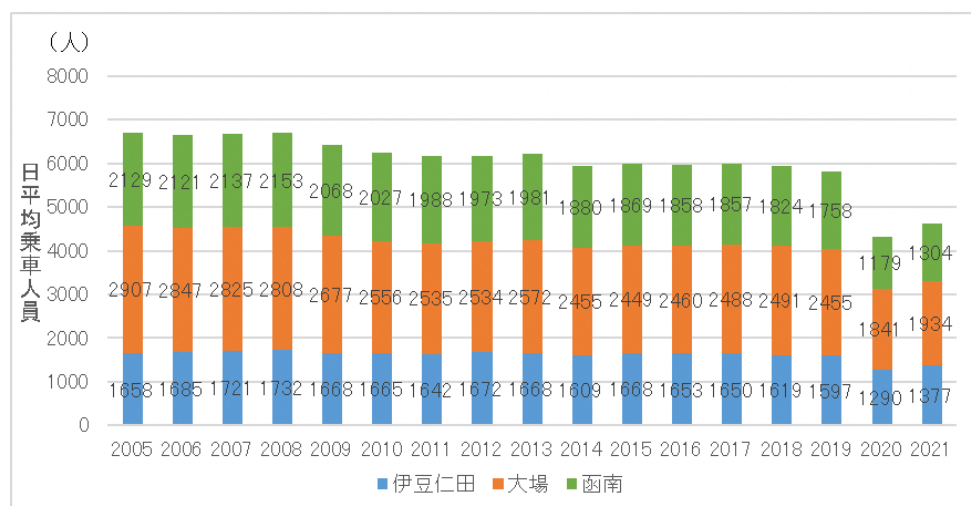


図 1-29 JR 東海道本線、伊豆箱根鉄道駿豆線の駅別乗車人員の推移（2005～2021（平成 17～令和 3）年）
出典：函南町「函南町立地適正化計画」「統計書かなみ」

④ 公共交通の利用状況

町の移動手段として多く利用されているのは自動車が約 75%、2019（令和元）年の公共交通による移動手段の利用率はバスが 0.4%となっております。また、自主運行タクシー利用者が約 70 人/年、福祉有償運送利用者が約 250 人/年となっており、町内の移動においては、自家用車による移動が主となっています。

⑤ 廃棄物

町の一般廃棄物の焼却量の調査結果（2018～2022（平成 30～令和 4）年）を示します。焼却量は 2019（令和元）年度から減少傾向にありますが、2021（令和 3）年度での一人当たりのごみ排出量は 1,098g であり、全国平均の 890g と比較して多い傾向にあります。

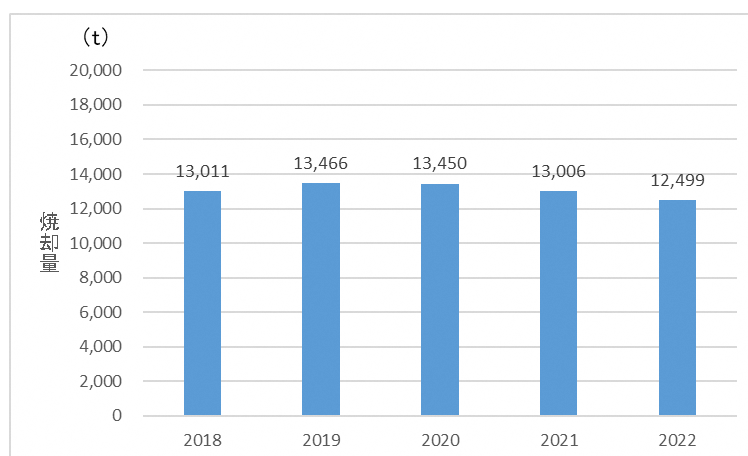


図 1-30 一般廃棄物の焼却量の推移

出典：函南町環境衛生課

4. 社会特性における特徴とその課題

【特徴】

- ・一般廃棄物の焼却量は減少傾向にあります。
- ・人口及び一世帯当たりの人員は減少傾向ですが、世帯数は微増傾向にあります。
- ・年少人口、生産年齢人口の減少と老年人口の増加の傾向が顕著に表れています。
- ・旅客自動車が増加傾向、貨物自動車が微減傾向にあります。町としては、自動車の保有台数が増加しています。

【課題】

- ・核家族化や単身世帯の増加に伴い電力契約数の増加などによるエネルギーの消費量の増加が懸念されています。
- ・人口減少や少子高齢化に伴い就業人口が減少傾向にあり、地域の活力の低下と福祉サービスや医療費等の扶助費の増加が懸念されています。
- ・全体として自動車の保有台数が増加していることから、自動車からの二酸化炭素排出量が増加していることが懸念されています。
- ・鉄道の日平均乗車人員は減少傾向であり、バス利用者についても利用者が少なく、町内の移動においては、自家用車による移動が主となっています。

5. 経済特性

① 産業構造

全国、県、町の産業別就業者割合（2020（令和2）年）を示します。第一次産業は全国、県と比べて同程度です。第二次産業の就業者割合は全国と比べて高いが、県よりは低くなっています。第三次産業の就業者割合は対照的に全国と比べて低く、県より高くなっています。

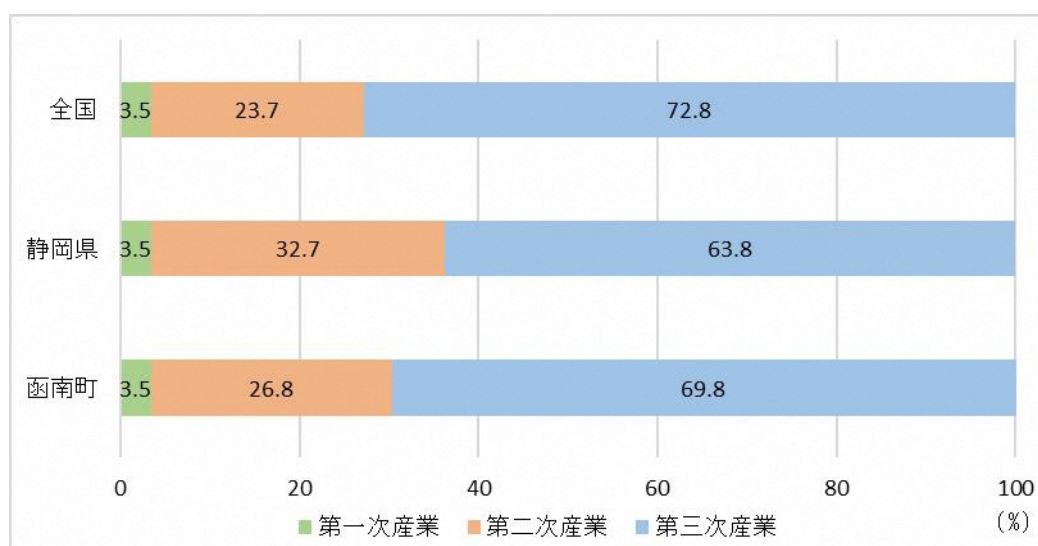


図 1-31 全国、県、町の産業別就業者の割合（2020（令和2）年）

出典：函南町「統計書かんなみ」

② 農林水産業

町の農林水産業の従事者数、経営耕地面積の調査結果（2000～2020（平成 12～令和 2）年）を示します。農林水産業、いわゆる第一次産業の従事者数は 2000（平成 12）年から 2020（令和 2）年の 20 年間で約 31%削減しています。同様に経営耕地面積も 20 年間で約 37%まで減少しており、町の主要産業である農業の担い手不足などの課題が顕著に表れています。

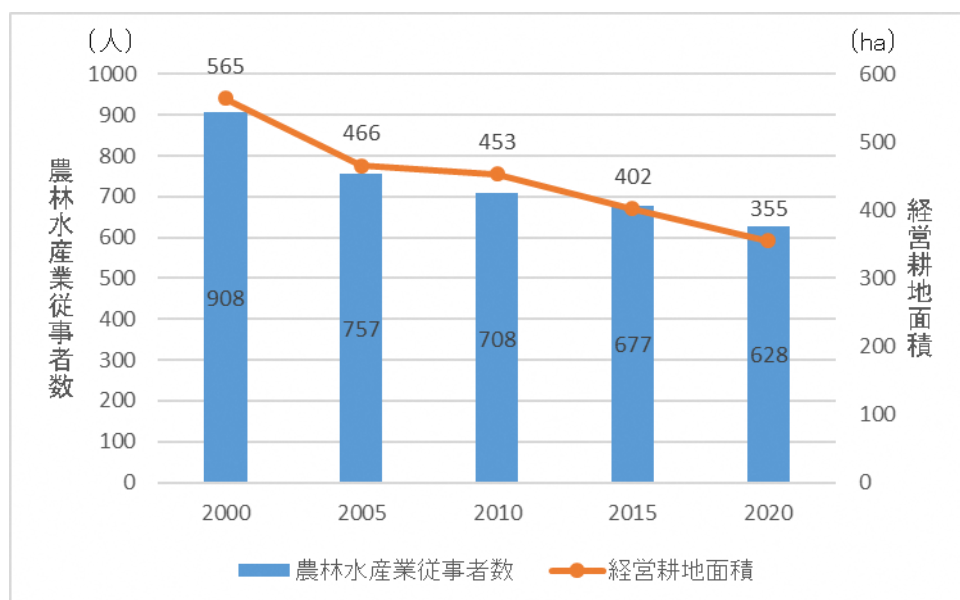


図 1-32 農家、経営耕地面積の推移（2000～2020（平成 12～令和 2）年）

出典：函南町「統計書かんなみ」

③ 製造業

町の製造業における事業所数、製造品出荷額の調査結果（2002～2020（平成 14～令和 2）年）を示します。製造業の事業所数は 2008（平成 20）年をピークに減少に転じています。また、製造品出荷額も増減幅があるものの減少傾向にあります。

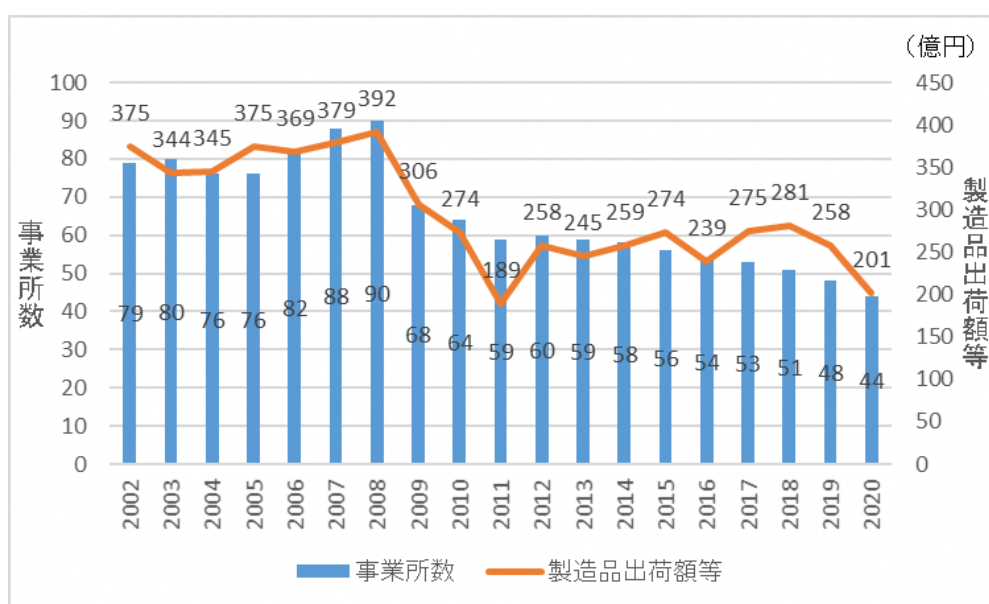


図 1-33 製造事業所数、製造品出荷額の推移

出典：函南町「統計書かんなみ」

④ エネルギー収支※

環境省の地域経済循環分析によると町のエネルギー収支は約マイナス 44 億円となっており、これは町内で使用するエネルギーを町外から年間 44 億円購入していることを意味します。その規模は町の産業別付加価値額の 843 億円のうちの 5.2%を占めており、全国や県、その他人口同規模自治体と比較しても大きい傾向にあります。

支出が多いエネルギー源としては、石油・石炭製品が約 24 億円、次いで電気が約 14 億円となっており、エネルギー自給率の向上によるエネルギー支出の削減と地域経済の好循環化を目指す必要があります。

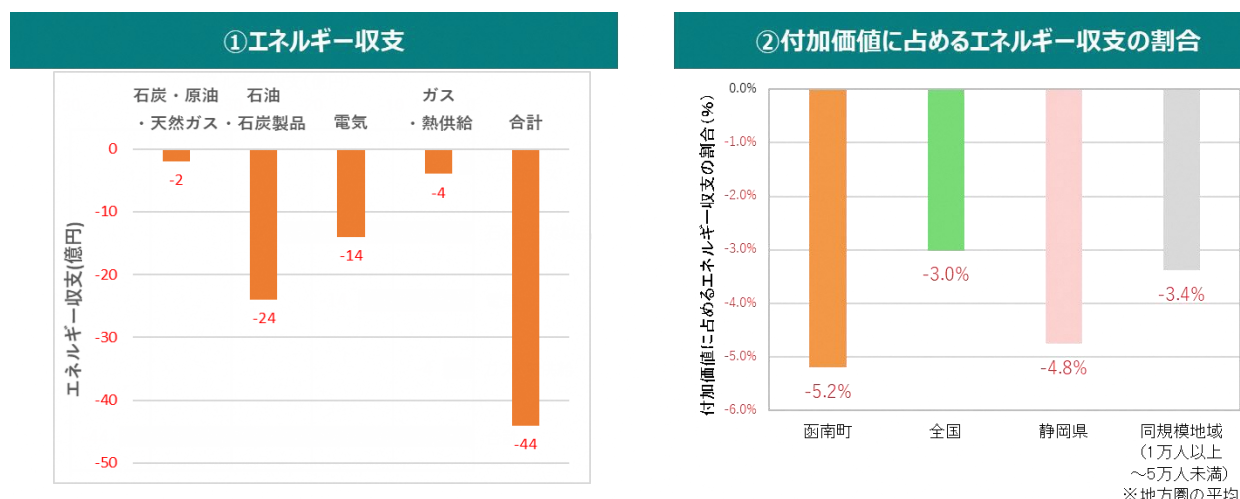


図 1-34 町におけるエネルギー収支 (2018 (平成 30) 年)

出典：環境省、株式会社価値総合研究所「函南町の地域経済循環分析 ver6.0【2018 年度版】」

6. 経済特性における特徴とその課題

【特徴】

- 産業構造割合は、全国や県と大きく相違はありませんが、県と比較すると製造業などの第二次産業就業者割合が少なく、サービス業など第三次産業就業者割合が多くなっています。
- 主要産業である農林水産業の従事者は 20 年間で約 31%減少しており、経営耕地面積も 20 年間で約 37%減少しています。
- 製造業は事業所数、製造品等出荷額とともに減少傾向にあります。
- エネルギー代金の約 44 億円が町外に流出しています。

【課題】

- 農林業の担い手不足や、経営耕地面積の減少による地域の主要産業の活力低下が大きな課題となっています。
- 製造業においても、事業所数、製造品等出荷額の減少が著しく活力低下が課題となっています。
- エネルギー代金としてガソリンや軽油をはじめとした燃料、化石由来で発電された電力などを年間約 44 億円分町外から購入している状況です。これは、全国や県、その他人口同規模自治体と比較して購入比率が大きく、地域経済の活性化に向けてこれらエネルギー支出の削減の必要性が高まっています。

3節 アンケート調査

1. 町民アンケート調査

① 町民アンケート調査概要

表 1-4 町民アンケート調査概要

	内容
調査目的	町民の脱炭素に係る意識・取組状況の把握及び地球温暖化に関するご意見やご要望を集め、計画の内容に反映する
調査対象	町民 1,000 人（無作為に抽出）
調査方法	郵送
調査期間	2023（令和 5）年 7 月 24 日～8 月 18 日（発送より 4 週間）
回答数	287 件/1,000 件（28.7%）

② 町民アンケート結果の総括

町民アンケート結果の総括を示します。なお、アンケートの全回答結果については、資料編に掲載します。

表 1-5 町民アンケートの総括

特徴	【地球温暖化や自然環境の保全について】 - 地球温暖化、気候変動やエネルギー問題についての関心度について、「関心がある」、「どちらかというに関心がある」の回答が 81%を占めました。 【省エネ・再エネ機器・設備等の保有状況について】 - 省エネ・再エネ機器・設備等の保有状況について 69%が LED*照明を導入されていますが、その他設備についての導入率は 30%を下回る結果となりました。 - 町の補助金制度の「函南町住宅用太陽光発電システム等設置事業費補助金」、「函南町生ごみ処理機設置費補助金」について、半数以上が認知されていない状況です。 【省エネ行動について】 - 省エネ行動の多くを半数以上の方が実践されていますが、公共交通機関の利用、グリーン購入、緑化活動の取り組みが 30%以下となっています。 【ご家庭で所有している自動車について】 - 保有している自動車についてガソリン車が 1.5 台/世帯と最も多くなっています。 - 今後、買換えを希望する自動車の種類について、ハイブリッド車が 36%と最も高い割合となりました。 - 自動車保有者の内、半数以上が通勤での利用目的であり、72%がほぼ毎日（週 5 日以上）利用しています。 - 自動車利用を減らすために有効な取り組みとして、「公共交通の利便性向上」が 65%と最も高い割合となりました。 【函南町の取り組み・将来像について】 - 町が大事にすべきものとして「個人が安心して暮らせるまちづくり」、「防災（町全体の安全・安心）」、「自然環境・自然景観」が上位を占めました。 - 補助金制度の充実化や情報提供についての要望が多数挙げられました。 - 地域の主産業である畜産農業を活用したバイオマスなど、地域に適した再エネ導入の要望が挙げられました。
課題	- 温暖化対策に対する関心度は高いですが、機器・設備の状況については LED 照明のほか導入されていない方が多く、補助金制度の周知や充実化が必要です。 - 自動車利用の多い町では使用頻度を減らすために公共交通の利便性向上や、EV スタンドなどの次世代自動車*化に向けたインフラ整備が求められています。 - 自然環境の保全が重要視されており、景観や防災の観点からメガソーラー*建設に対する反対の意見が多数挙げられています。 - 広報等を活用した地球温暖化対策に関する情報周知が求められています。

2. 事業者アンケート調査

① 事業者アンケート調査概要

表 1-6 事業者アンケート調査概要

	内容
調査目的	事業所の脱炭素に係る意識・取組状況の把握及び地球温暖化に関するご意見やご要望を集め、計画の内容に反映する
調査対象	町内事業者 100 社
調査方法	郵送
調査期間	2023（令和 5）年 7 月 24 日～8 月 18 日（発送より 4 週間）
回答数	50 件/100 件（50.0%）

② 事業者アンケート結果の総括

事業者アンケート結果の総括を下記に示します。なお、アンケートの全回答結果については、資料編に掲載します。

表 1-7 事業者アンケートの総括

特徴	【地球温暖化や自然環境の保全について】 - 地球温暖化や気候変動・エネルギー問題が事業活動に「影響がある」との回答が 68%であり、関心がある事項として「異常気象による自然災害の増加」が 86%でした。 【省エネ・再エネ機器・設備等について】 - 省エネ・再エネ設備の取組状況について 86%が LED 照明を導入していますが、その他については導入していない事業者が多くを占めています。 - 設備導入の課題は、「設備に係る経費が高い」が 46%と最も多くの割合となりました。 【事業活動で使用している自動車について】 - 自動車の種類について、ガソリン車の軽自動車が最も多く使用されています。 - 年間平均走行距離ではディーゼル車が 56,216km/台で最も多くなっています。 【町の地球温暖化対策について】 - 省エネ・再エネ設備への投資を行っている事業者は 48%とおおよそ半数でした。 - 事業者向け脱炭素に向けた普及啓発セミナーや相談会を開催する場合の参加について、「参加したい」が 44%、「参加したくない」が 46%となりました。 - 補助金制度や具体的な先進企業の事例を求めている意見が多数挙げられました。
課題	- 温暖化対策に対する関心度は高いですが、省エネ・再エネ機器・設備の状況については LED 照明を除き導入されていない事業者が多い状況です。 - 省エネ・再エネ設備のコスト面が導入の課題となっており、補助金の充実化が求められています。 - 脱炭素に向けた普及啓発セミナーや相談会を開催する場合の参加について「参加したくない」が 46%と約半数を占めており、普及啓発活動の実施方法の検討が必要です。 - 先進企業の事例等の事業者向けの情報周知を求められています。

4節 計画の趣旨

1. 函南町脱炭素化戦略

町が有する再生可能エネルギー導入ポテンシャルを把握、町の地域特性や課題を整理し、地域全体で合意された中長期的な導入目標を定めるものです。

2. 函南町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

本計画は、地球温暖化対策計画に即して、町の自然的・経済的・社会的条件に応じた、町全域を対象とした温室効果ガスの排出量削減等を推進するための総合的な計画です。温室効果ガスの排出量削減等を行うための施策に関する事項及びその推進体制について定めるものです。

5節 計画の位置付け

本計画は、「地球温暖化対策推進法」第21条に基づく計画となります。町の最上位計画である「第六次函南町総合計画」における「基本目標 1 快適に安心して暮らせる環境づくり」の中の「地球温暖化対策実行計画の策定と実行」として位置付けられます。また、上位計画である「函南町環境基本計画」との整合、「第四次函南町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」などとの連携・調整を図るものとします。

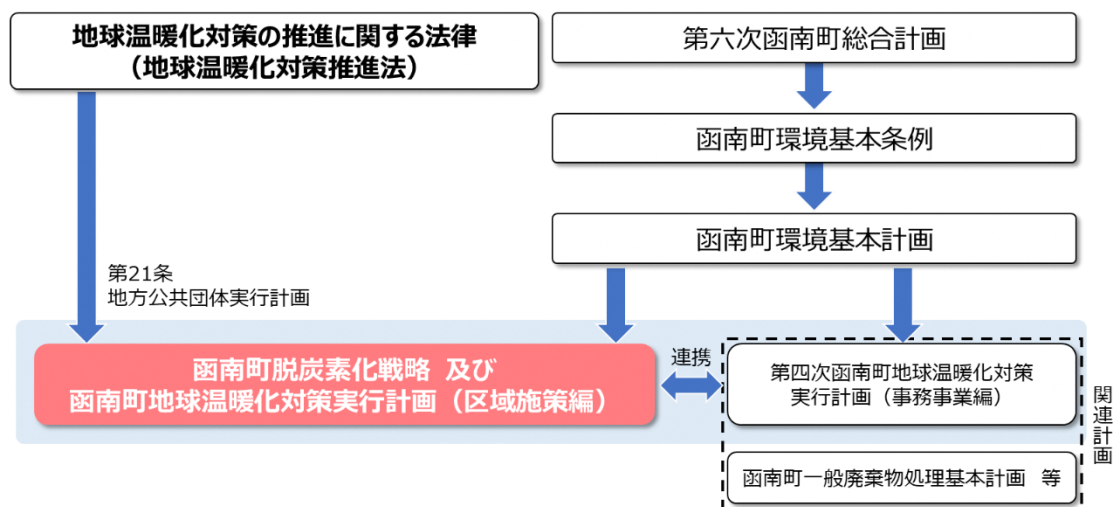


図 1-35 本計画の位置付け

6節 計画の期間

本計画の期間は、2024（令和 6）年度から 2031（令和 13）年度までの 8 年間とします。なお、社会情勢や計画の進捗・達成状況などを踏まえ、必要に応じ計画の期間を含めて中間見直しを行うものとします。

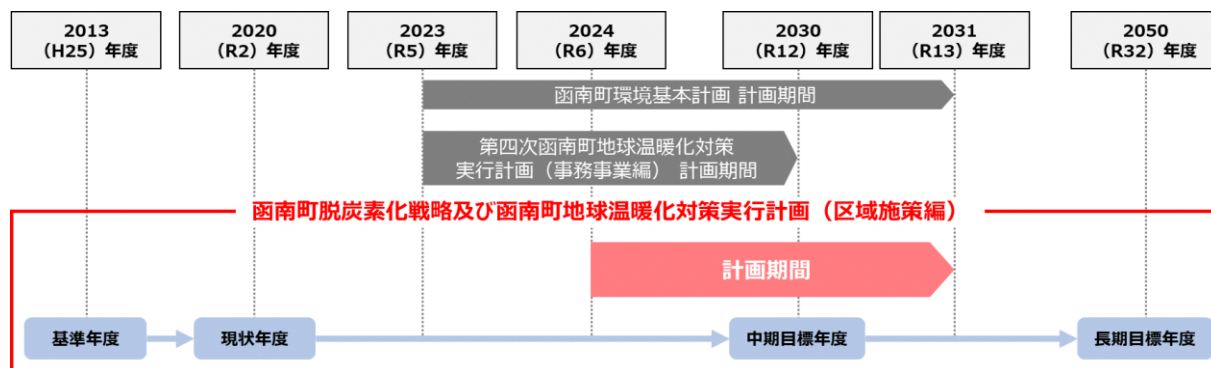


図 1-36 本計画の計画期間

7節 計画の推進体制

本計画の推進体制は、町、町民及び事業者の各主体が協働して地球温暖化対策に取り組むとともに、環境審議会などとの連携による着実な施策の推進・進捗管理を行います。

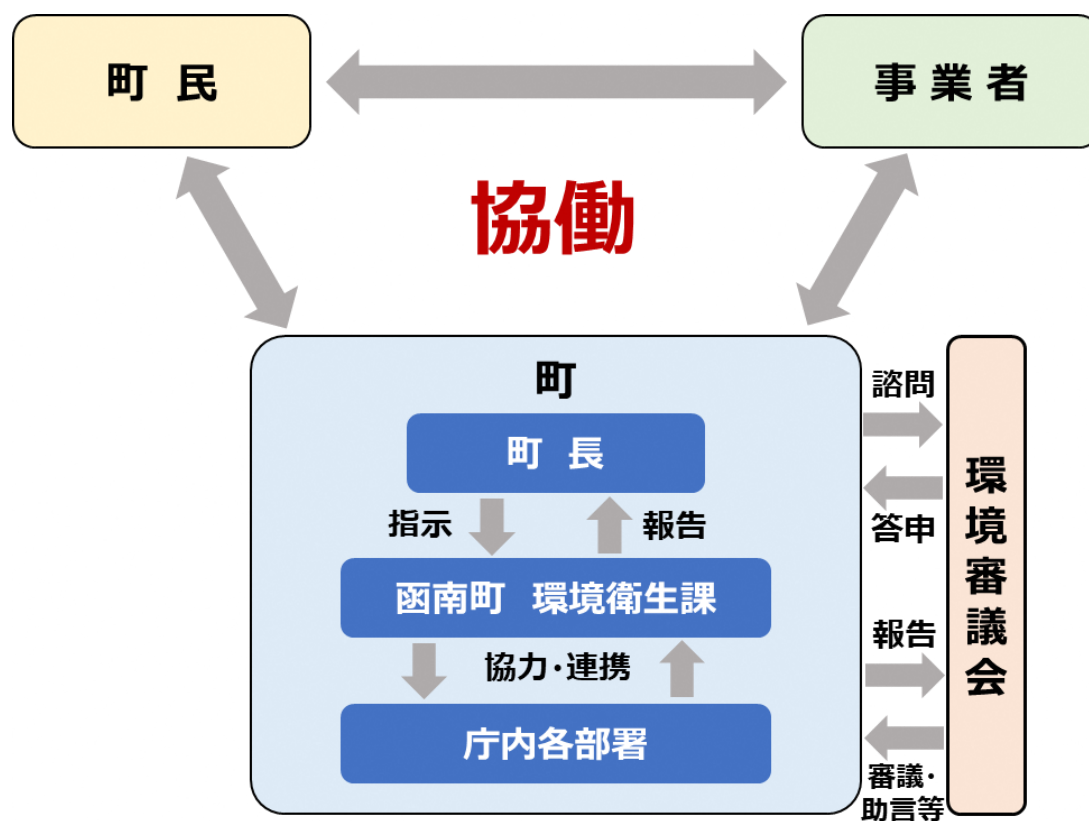


図 1-37 本計画の推進体制